

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（規則四 一一）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第一項」を「法第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。